

# 貸金庫規定

真岡信用組合

## 第1条 格納品の範囲

1. 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ①公社債券・株式その他有価証券
- ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③貴金属、宝石その他貴重品
- ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

2. 前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

## 第2条 契約期間等

この契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし継続後も同様とします。

## 第3条 使用料

1. 貸金庫使用料は、毎年4月の当組合所定日に口座振替により1年分を前払いしていただきます。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月として、その月から月割計算によりお支払いいただきます。

2. 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用されます。

3. 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から毎払い分の使用料を月割計算でお返しします。

## 第4条 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2本のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ、借主が封印し当組合が保管します。

## 第5条 貸金庫の開閉等

1. 貸金庫の開庫は、借主が正鍵を使用して行ってください。

2. 開庫にあたっては、当組合所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出ください。  
なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認して下さい。

3. 貸金庫格納品の出し入れは、所定の場所で行ってください。

## 第6条 届出事項の変更等

1. 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。

2. 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しない場合でも通常到着したものとみなします。

## 第7条 印章、鍵の喪失等の取扱い

1. 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続きをした後に行ってください。

2. 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替に要する費用をお支払いいただきます。  
なお、当組合が貸金庫の変更を求めるときは、直ちにこれに応じてください。

## 第8条 印鑑照合等

貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、使用される鍵について当組合は確認する義務を負いません。

## 第9条 損害の負担等

1. 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

2. 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。

3. 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害をうけたときはその損害を賠償していただきます。

## 第10条 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

## 第11条 解約等

1. この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

2. 次の各号のひとつでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ①借主が使用料を支払わないとき
  - ②借主が行方不明のとき
  - ③借主について相続の開始があったとき
  - ④借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与える、またはその恐れがあると認められる事由が生じたとき
  - ⑤店舗の改装、閉鎖、その他相当の事由があるとき
  - ⑥不正使用、その他相当の事由があるとき
  - ⑦借主が貸金庫規定に違反したとき
3. 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。
- ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力断集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
- ③借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を迫害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為
4. 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いいただきます。この場合、第3条第3項に基づく払戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちにお支払いいただきます。
5. 第1項または第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫の開庫のうえ、格納品を別途管理し、一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、貸金庫の開庫に際して当組合に公証人の立会いを求めることがあります。これらに要する費用は借主の負担とします。
6. 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金を充当できるものとします。この場合不足額が生じたときは、当組合から請求があり次第お支払いいただきます。
- 第12条 貸金庫の修繕、移転等  
貸金庫の修繕または移転その他やむをえない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- 第13条 緊急措置  
法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をできるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 第14条 譲渡、転貸等の禁止  
貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。
- 第15条 規定の変更
1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
  2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上